

投資リスクとご契約にかかる費用について

変額保険(有期型) (無配当)

! 投資リスクについて

この保険は、積立金額、満期保険金額、解約返戻金額が特別勘定の運用実績に応じて変動（増減）します。したがって、株価や債券価格の下落、為替変動等により、積立金額、満期保険金額、解約返戻金額が、お申込みいただいた保険料総額を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります。**

※死亡・高度障害保険金は基本保険金額を最低保証します。

- この保険にかかる投資リスクは、契約者および受取人に帰属します。
- 特別勘定の資産運用には、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスク、資産配分リスク等の投資リスクがあります。投資リスクについては、『特別勘定のしおり』にも記載しておりますのでご確認ください。
- 特別勘定は、主として国内外の株式・債券等を対象とする投資信託を利用して運営されており、7種類の特別勘定から運用対象をご選択いただけます。
- 契約者が繰入割合の変更や積立金の移転（スイッチング）を行われた際には、選択された特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が変わることがあります。

! ご契約にかかる費用について

●保険関係費用

保険料のお払込時および保険期間中に保険関係費用をご負担いただきます。

項目	ご負担いただく費用
①保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用	特別勘定に繰入れる際に保険料から控除します。
②保険料払込免除に関する費用	保険料払込免除ベーシック 特別勘定に繰入れる際に保険料に対して0.2% ^(*) をその保険料から控除します。
	保険料払込免除ワイド 特別勘定に繰入れる際に保険料払込免除に関する費用を保険料から控除します。
③特別勘定の管理に必要な費用	毎日、積立金額に対して年率0.50% ^(*) を積立金から控除します。
④基本保険金額保証に関する費用	毎日、積立金額に対して年率0.25% ^(*) を積立金から控除します。
⑤死亡保障などに必要な費用	契約日および月単位の契約応当日が到来するごとに、その日の始めに積立金から控除します。

※上記①、②の **保険料払込免除ワイド** および⑤の費用は、被保険者の年齢・性別などによって異なります。また、上記⑤の費用は月単位の契約応当日の前日における積立金額や月単位の契約応当日における被保険者の年齢などによって計算されるため、保険契約締結後も変動します。そのため、上記①、②の **保険料払込免除ワイド** および⑤の費用を具体的な金額や割合で一律に表示することはできません。

●運用関係費用

特別勘定の運営に要する費用を毎日、投資信託の純資産額から控除します。

特別勘定の種類と、その運用に要する費用はそれぞれ次の表の通りです。

特別勘定の種類		信託報酬(費用)(税抜)
株式型	日本株式 Indexファンド	年率0.039%
	米国株式 Indexファンド	年率0.065%
	世界株式 Indexファンド	年率0.065%
債券型	日本債券 Indexファンド	年率0.130%
	世界債券 Indexファンド	年率0.065%
REIT型	世界REIT Indexファンド	年率0.130%
バランス型	バランスファンド	年率0.130%

※運用関係費用は信託報酬(費用)のほか、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税などの諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって異なるため、費用の発生前に金額や計算方法を一律に表示することはできません。

※信託報酬(費用)は、2024年3月現在のものです。運用スキームの変更、運用資産額の変動等の理由により、将来、変更される可能性があります。

●保険金を年金で受取る場合にご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%^(*)を年金支払日の年金原資から控除します。

※「保険金等の支払方法の選択に関する特約」によるお取扱い

●積立金の移転の際にご負担いただく費用

契約者は、選択されている特別勘定の積立金を、他の特別勘定に移転（スイッチング）することができます。1保険年度^(*)に12回をこえる積立金の移転を行った場合、積立金移転費用をご負担いただきます。1保険年度12回までの移転は無料です。1保険年度13回目からは1回につき1,000円を積立金移転時に積立金額から控除します。

●解約時、減額時および払済変額保険(有期型)、一時払定額養老保険への変更時にご負担いただく費用

契約日から10年未満に解約や基本保険金額の減額、払済変額保険(有期型)、一時払定額養老保険へ変更された場合、保険料払込年月数により計算した額を、計算基準日の前日末の積立金額からご負担いただきます。(解約控除^(*))

※払済変額保険(有期型)、一時払定額養老保険への変更は、2024年10月からお取扱いを開始します。

(*1) 2024年3月1日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。

(*2) 契約(応当)日から次の契約応当日の前日までの期間です。

(*3) 解約控除額は基本保険金額・契約年齢・性別・保険料払込年月数等によって異なるため、具体的な金額を一律に表示することはできません。